

唐朝御史對仗彈奏小考

三七二

松本保宣

はじめに

筆者は、『唐王朝の宮城と御前會議』なる論著を發表し、その中で以下の論旨を述べた。^①唐代前半期では、皇帝―百官の御前會議は、主に内朝正殿（太極宮兩儀殿・大明宮紫宸殿）の常朝儀禮で行われ、その方法には、對仗奏事と仗下奏事の二つがあり、前者は儀仗・百官が居竝ぶ中で公開の討論、後者は朝會終了後の少人數の非公開討論であつた。しかし後半期になると德宗貞元十八年（八〇二）の正衙（正殿）百官奏事が、宰相を除いて詔によつて禁止され、正殿の常朝は儀禮的色彩が濃厚となり、代わつて、安史の亂後に臺頭した脇殿（便殿）である延英殿が實質討論の場となつた。その後、九世紀半ばの文宗開成年間に再び紫宸殿の聽政機能が活性化される。しかし、文宗の改革においても紫宸殿の聽政機能強化は、仗下奏事の部分のみで、對仗奏事は制度的には衰退したままであつた。こうした状況において、穆宗朝元和十五年（八二〇）より、一部の臣僚は、禁制とされた對仗奏事を敢行し、それが皇帝に對する直諫の形式として武宗朝に至るまで定着して行つた。

つまり、貞元十八年以降の正殿の對仗奏事は禁制破りの「例外」事例であり、それ故、かえつて直諫の効果を有したのである。逆説的には、貞元十八年の禁制は原則的には繼續されたとみてよい。ところが、この貞元十八年詔に關わらず、唐初より維持されてきた對仗の奏事制度があ

る。それは侍御史を中心とする御史臺の、官人に對する彈劾奏事である。これについては、前掲論著の中で言及しながら考察する機會がなかったが、今回紙幅を頂いたので、その責を幾ばくか果たそうと思う。

一、御史臺の彈劾方法

唐代の御史臺の制度・運用については、従前より少なからざる論考がある。^② D 八重津氏では制度の大枠を解説し、E 張碧珠氏は統計的資料を驅使し唐朝一代における御史臺の運用の實態を解明し、J 胡寶華氏では御史臺の監察權を通して唐朝政權の變容を説かれた點にそれぞれ特色が見られる。

まず、制度的に御史臺は長官の御史大夫（從三品）・次官中丞（正五品上）の下に侍御史（從六品下）・殿中侍御史（從七品上）・監察御史（正八品上）が各々臺院・殿院・察院を構成し、非違彈劾の他に、三司受事・推鞠・重要官署の監察・出使・各種儀禮の糾察等の多くの職務を分掌していた。本論に關係する朝會儀禮に關しては、『唐國史補』卷下の大明宮についての次の記述が參考になる。

御史故事。大朝會則監察押班、常參則殿中知班、入閣則侍御史監奏。蓋含元殿最遠、用八品、宣政其次、用七品、紫宸最近、用六品。

つまり、三朝正殿の朝儀の監察において、各々官品に従い職務分擔していたのである。

含元殿…監察御史
宣政殿…殿中侍御史
紫宸殿（入閣）…侍御史

朝會での彈劾は、儀式進行上の失態（失儀）を糾弾するものと、官人の諸々の不法を舉劾するものに分かれるが、本稿で取り扱うのは後者の方である。こちらは衆人環視の中で、皇帝に直接彈奏するのであるから、當事者は勿論、それを見守る百官達に對するインパクトは大きい。^④ 皇帝・百官に公開上奏するので、對仗奏事の一種ともみなせようが、御史臺という専門官廳の職權として賦與されている點で、その他一般の官人の奏事とは異なる。

ところで前掲引用史料に、各御史の官品の高下は皇帝との距離に比例するとの指摘は興味深い。また、三正殿での皇帝出御の頻度も、含元殿↓紫宸殿（入閣）に従い高くなるので、皇帝への直奏の職權遂行者は主に侍御史となる。『大唐六典』卷一三、御史臺には（以下の引用文において原注は○、筆者注は「」、省略記號は…で標記する）、

侍御史掌糾擿百僚、推鞠獄訟。其職有六。一曰奏彈、二曰三司、三曰西推、四曰東推、五曰贓贖、六曰理匭…凡事非大夫、中丞所劾而合彈奏者、則具其事爲狀、大夫、中丞押奏。大事則冠法冠、衣朱衣、纁裳、白紗中單以彈之。小事、常服而已（法冠、一名豸冠。一角、爲獬豸之形。取觸邪之義也）。

とあり、『唐會要』卷六一、彈劾の條に、

「大和」九年「八三五」六月。御史大夫李固言奏。知彈侍御史、自京城百司、及天下諸州府等公事、應關文法者、皆先申臺司。舊例。配知彈侍御史一人、專掌其事。至朝日、入閣、又對仗彈奏中外臣僚不如法者。事最繁重、又須詳精。一人當之、實恐不逮。臣商量。請知彈御史一人、專掌京城百司公事。皆彈侍御史一人、分掌諸州府之事。庶使官業各修、無所遺闕。從之。

とあり、侍御史の職務の筆頭に奏彈が擧げられ、唐後期においても「知彈侍御史」と呼ばれ繁忙な職務をこなし、對仗彈奏も機能していたことがわかる。周知の如く唐後期では大夫は重臣の兼官とされ、事實上の長官は中丞であつたから、實働要員は侍御史以下であつた。

しかしながら、御史の彈劾制度は一筋縄では整理できない。對仗彈奏するのは必ずしも侍御史に限らず、更に唐初では御史は明確に大夫・中丞の指揮下になく獨立して彈劾できた。ところが時代が下るに従つて宰相・大夫・中丞が御史に對する統制を強めようとし、前掲『大唐六典』に規定された如く事前進狀制を推進したこと、殊に李林甫や元載の如き權相が出現するとその傾向が強化されたことである。^⑤ これら、一連の御史の彈劾に關する法規と、對仗彈奏の實例を一覽表にしたのが表1である。以下、章を改めて論じたい。

二、對仗彈奏の様相

表1を瞥見すると幾つかの點に氣づく。對仗彈奏の實例であるが、先述の如く彈奏者は侍御史に限定されない（4・6・9・14・18・22・23）。侍御史の上長である大夫・中丞や、格下の監察御史の例も見受けられ、

さらに14では未發に終わったものの攝御史大夫の節度使の例もある。これは一般的な對仗奏事とも考えられるが、『舊唐書』卷一一一、房琯傳には明瞭に「臣欲正衙彈劾」とあり、攝御史大夫の資格で對仗彈奏を企圖した可能性も排除できない。しかしながら前章で挙げた史料の如く、侍御史の職務分擔の中に「知彈侍御史」が規定され、31の大和九年（八三五）六月の規定（前章『唐會要』卷六一、彈劾）では、知彈侍御史の多忙を理由に「皆彈侍御史」を設置し機能擴大を図っている。御史の彈劾制度について、從來よく挙げられる史料として、『通典』卷二四、職官六、監察侍御史の條に、

長安四年「七〇四」三月。監察御史蕭至忠彈鳳閣侍郎、同鳳閣鸞臺三品蘇味道贓汚、貶官。御史大夫李承華嘗召諸御史、責之曰、近日彈事、不咨大夫、禮乎。衆不敢對。至忠進曰、故事。臺中無長官。御史、人君耳目、比肩事主、得各自彈事、不相關白。若先白大夫而許彈事。如彈大夫、不知白誰也。承華默然、憚其剛正。

とあり、もともと各御史は獨立性が強く、表1、1・4・6のように時の權臣を彈劾した例も見受けられる。しかしながら先學の説かれる如く、^⑨、そのような實例の後には、御史に對する長官の統制が強化され（2・5・7）、^⑩、『大唐六典』に明記されるに至る（10）。宰相李林甫の專權時代となると、御史臺長官に加え宰相への事前了解が求められるようになった（11）。

安史の亂後になると、專權宰相跋扈の惡弊に鑑みて、肅宗は諫官・御史の獨自の活動を復活し、前記『大唐六典』の制を撤廢する（12・13・15）。しかしながら、次の代宗朝までは李輔國から元載に至る專權者と皇帝の權力闘争の時代であり、その有効性には疑問符が付く。亂中から

續いた專權者の活動が終息したのは代宗朝末期であり、次代の德宗は即位早々に再び諫官・御史の活動を保障する（17）。しかし、まもなく德宗も群臣の上奏に辟易し、最終的には百官の正殿奏事を停止するに至ったのは先述の通りである（21）。御史についても、德宗初年の對仗彈奏再舉を受けて、翌年に行われた彈劾事案は、實は宰相の意を受けた黨争の一環であつたことは、史料に説く如くである（表1、18）。

このように、御史に對する高官の壓力は不斷に及ぼされ、それを否定する詔勅との間に綱引きが行われたのであるが、百官奏事と異なり、對仗彈奏の制度そのものが廢止されることはなかった。貞元十八年詔以降も、實施例があることがそれを證する（表1、22・23・26・27・28・29・30）。これら諸例のうち、26・29はいずれも溫造が關わっている。26については、『舊唐書』卷一六五、溫造傳に、

召拜侍御史。請復置彈事朱衣、豸冠於外廊。大臣阻而不行。李祐自夏州入拜金吾。違制進馬一百五十四。造正衙彈奏。祐股戰汗流、祐私謂人曰、吾夜踰蔡州城擒吳元濟、未嘗心動。今日膽落于溫御史。吁、可畏哉。

とあり、多分に溫造の個性に起因するが、對仗彈奏が朝儀において示したインパクトをよく表している。また、溫造は李祐彈劾以前に德宗朝以前の制（朱衣・豸冠）を復活しようとして高官に阻止されており、この事案は一種の實力行使ともみなせよう。29については、宋本『冊府元龜』卷五二〇下、憲官部、彈劾三に、

初中丞溫造、召殿中侍御史崔蠡。以「李」聽失律告之、俾爲彈文。及是、以其文付知彈侍御史周太玄、正衙對百官舉奏。聽貪姦奢侈、

凡領方鎮、所至無理化。及山東失律、聽又廣以金帛交通權貴。及是爲有司彈奏、中外莫不稱當。

とあり、御史中丞に昇格していた溫造が配下の御史達を動かして舉行したものであった。文中にあるように被彈者の李聽は「權貴」（おそらくは北司）に贈賄してその地位を得た者であり、そのような人物を彈劾するには中丞以下、事前準備が入念になされ、御史臺一體としての意志を表明したものであろう。このように、御史臺幹部主導とはいえ必ずしも權臣に阿諛した事例とはいえないものがある。

次章では、御史の彈劾と往々セットで規制と緩和がなされてきた、百官の對仗奏事と比較してみたい。

三、對仗奏事の衰退

まず、正殿での一般官僚の奏事であるが、高宗朝より仗下奏事が少人数の密奏と化すに従い、公開の對仗奏事は次第に衰退していった。皇帝は幾度か勅を出し對仗奏事を求めたが、安史の亂後、延英殿奏事が制度化されると、官人達は便殿での密奏を益々志向し、これに加え德宗の貞元十八年詔が追い打ちをかけると、朝會は全く皇帝の音聲を聞かない場と化すありさまであった。^⑬『冊府元龜』卷七六、帝王部、禮大臣に、

長慶二年「八二二」四月。裴度爲河東節度使入覲。見於閣內謝恩畢。趨至龍墀伏奏、河北討賊無功之狀、及蒙除東都留守。又奉詔許至京師、循敘恩德、因鳴咽涕泗。伏而未起。通事舍人郇舉常令假宣止。度未及言。帝爲動容、遽曰、卿所謝知。且往延英、待卿矣。初人以度無左右之助。雖爲勳舊、慮不能有以感動。及度伏奏。辭氣朗直、

至言及河北事。無隱避、慷慨激切、聞於庭中。在位無不聳視、雖武將貴介、亦有揮涕歔歔者。是時、赴朝儀式。閣中群官未退、宰相不奏事。或遇稱賀之禮、則謁者承旨、假辭宣答。及是、帝以元臣敷奏、特異常禮。百辟在列、咸聞聖言。近歲未之有也。

とあり、當時の「赴朝の儀式」では、宰相の奏事は仗下でしか行われず、對仗での群臣の稱賀に對しては通事舍人が代答していた。それで裴度がいきなり百官の面前で奏上し、穆宗がそれに直答したのは近來にない椿事とされたのである。

その上、皇帝の紫宸殿出御は毎日行われる譯でなく、朝參した百官は宣政殿前に整列し、「不坐」（今日は陛下はおでましにならない）の宣を聞いて退朝するという狀況が常態化し始め、五代・宋にかけてこの「宣不坐」そのものが「常朝」視されるようになっていった。^⑭こうした常朝の虚禮化の進行により、朝廷の百官集團と皇帝の距離は次第に疎遠になっていった。その結果、『石林燕語』卷二に、

唐正衙日見羣臣、百官皆在、謂之常參。喚仗入閣、百官亦隨以入。則唐制天子未嘗不日見百官也。其後不御正衙、紫宸所見惟大臣及內諸司。百官俟朝於正衙者、傳聞不坐即退、則百官無復見天子矣。

とあるが如き誤謬に満ちた見解が宋代で行われるようになったのである。^⑮

これに對して、表1、22以下の御史臺の對仗彈奏は、貞元十八年詔以降に行われたものであり、25の「大臣の横やり」以外は皇帝・宰相クラスの干渉も受けず、百官の對仗奏事規制の對象外であったことは明瞭である。^⑯また、彈劾對象は地方官にやや偏り、南衙朝廷對藩鎮の傾向が存した。^⑰入朝した前節度使に朝廷の威嚴を誇示するには、各御史の監察す

る厳格な朝儀の實行による身體的馴化と、百官居竝ぶ中での在任中の不法行為の擧劾という恫喝は心理的に有効な手段であつたらう。

こうした理由から、朝儀における御史臺の任務は、「失儀」糾弾と共に、對仗彈奏という威嚇的手段が必須であり、これが唐代後半期にも繼續實施された理由であろう。この點において、唐代の常朝制は完全に虚禮化したわけではなく、また、皇帝面前の直接彈奏の存在は、紫宸殿入閣の場が皇帝と百官集團が全く没交渉となつてしまつた事を意味しないのである。

おわりに

以上、侍御史を中心とする對仗彈奏の問題について瞥見してきた。對仗彈奏は、貞元十八年の百官奏事廢止によつて、次第に朝會が沈黙の場と化す中で、皇帝・百官いずれも疑問を抱くことなく嚴然と繼續實施され、御史臺の特權的性格を擔保するものであつた。

また、正殿の朝儀、とりわけ入閣の儀は唐王朝において完全に虚禮化したわけでないことが確認出来る。豸冠という古制に由來する冠と朱衣の朝服に着替えて彈劾文を読み上げ、被彈者は御前をまかり出て朝堂で待罪するという芝居がかった有様は、唐初太宗の盛時ほどではないにしても、殿庭において、皇帝と百官の政治空間の共有という身體的一體感の殘滓を読み取ることができるとでなからうか。また、御史だけでなく、一般の官人も禁制とされた正殿奏事を敢えて敢行し、直諫の形式として慣例化していったのは、以前筆者が論じたところである（後掲表2）。對仗奏事は唐朝において全く廢絶したわけではなかつたのである。

こうした、身體的・演技的政治制度と對極に位置するのが、文書制度による官僚制である。諸先學の説かれる如く、獨立制が強い唐初の御史は、次第に長官・中丞・宰相の統制が強まりその立場を弱めたのは事

表2 貞元18年以降の紫宸殿奏事

	年月日	奏事者	奏事内容	形式	出典
①	元和15年(820)10/13	諫議大夫鄭覃・崔郾等	穆宗の宴樂過多を諫める	仗下	鑑241
②	長慶2年(822)3/17	河東節度使裴度	謝恩兼ねて河北の戦況を述べる	對仗	冊76
③	長慶2年(822)7	威衛將軍高扶	不明	對仗	冊25
④	長慶4年(824)3/19	左拾遺劉栖楚	敬宗の聽政怠慢等を諫める	對仗	會冊55
⑤	寶曆元年(825)閏7/13	拾遺李漢・舒元褒・薛廷老等	敬宗の專斷人事を批判	對仗	冊546
⑥	寶曆元年(825)11	拾遺張輿	敬宗の温湯行幸の計画を諫める	不明	鑑243
⑦	寶曆3年(838)8/17	左拾遺竇洵直	敬宗の除官を批判	對仗	冊101
⑧	開成4年(839)5	諫議大夫韋仁	樂官の捉錢を批判	對仗	冊41
⑨	會昌2年(842)11/25	諫議大夫高少逸・鄭朗	武宗の政弊を諫める	不明	鑑246

實である。この點に宰相を頂點とする南衙臣僚の一體化が進行した、と見ることは可能であろう。しかし、李林甫・元載のような權臣が舞臺を去ると言路洞開の措置が申明され、皇帝はこのような傾向に危機感を抱いていた。專權宰相は、やはり皇帝權に對する一定の脅威であつたのである。

然しながら、宰相を中心とする南衙が、北司・藩鎮との對峙の中で機構のコンパクト化が進行していったのは周知の事實であり、唐代後半期における宰相權力の官僚制的強大化を全面的なものとし、過大評價することについては、筆者は今のところ懷疑的である。

注

① 晃陽書房刊（二〇〇六年）の第一部第四章（初出一九九四年）・第五章（初二〇〇二年）。

② 前掲書一四七頁、注14。

③ A 小早川欣吾氏「唐朝司法制度（二）（二）『法學論叢』四一―五五・六、六、一九三九年。

B 築山治三郎氏「唐代における御史と酷吏」『唐代政治制度の研究』、創元社、一九六七年（初出一九六五年）。

C 根本誠氏『因話録』による御史臺に

ついで『早稻田大學大學院文學研究科紀要』一五、一九六九年。

D 八重津洋平氏「唐代御史制度について(一)(二)」『法と政治』(關西學院大學)二二・三・二二・三、一九七〇・七一年。

E 張碧珠氏「唐代御史臺組織與職權之研究」『社會科學論叢』(國立台灣大學法學院)二三、一九七五年。

F 徐連達・馬長林氏「唐代監察制度述論」『歷史研究』一九八一—五。

G 池田溫氏「韓琬『御史臺記』について」『布目潮瀧博士古稀記念論集・東アジアの法と社會』、汲古書院、一九九〇年。

H 田村孝弘氏「『御史臺精舍碑』について」同(續)『東洋史苑』三四・三五及び三七、一九九〇・一九九一年。

I 胡滄澤氏「唐代御史制度研究」、文津出版社、一九九三年。

J 胡寶華氏「唐代監察制度研究」、商務印書館、二〇〇五年。

④ 對仗彈劾された官僚は、直ちに皇帝の御前より退出し、朝堂で待罪しなければならなかった。『通鑑』卷二〇九、景龍三年(七〇九)二月丙申の條。後掲表1、4。

⑤ 前掲注1、拙著第二部第三章參照(初出二〇〇三年)。

⑥ この問題について、前注3、E張氏・J胡氏論著に詳しい、張氏は、唐代前半期では主要彈劾對象が宰相であつたのに、憲宗以後他の官僚に移行するとされ、その理由として權相の御史臺干渉と、一方で宦官等の臺頭により宰相の權力そのものが弱體化したので彈劾の對象としての意義を失つた、との雙方向のモメントを想定されている。胡氏は、我が國學界の唐宋變革論を論述の一端に取り入れられ、谷川道雄氏「關于李林甫專政」(『第二屆國際唐代學術會議論文集』、文津出版社、一九九三年)の「宰相專權形式の君主獨裁制」との評価に賛意を示されつつ、宋制への變革過渡期と捉えられている(四五頁)。筆者は以前、唐代後半期の宰相權強化を認めつつも、宦官勢力等の形成によつて、宰相の統制力強化を留保する論考を發表した。(『唐の代宗朝における臣僚の上奏過程と樞密使の登場』、『立命館東洋史學』二九、二〇〇六年)。專權宰相の問題については紙幅の都合もあり、機會を改めて論じたい。

⑦ 對仗彈奏の事例として、史料に「對仗彈之」「廷劾」等と明記されたものを擧げた。御史も百官の一員であり、單なる意見表明である「廷奏」

の可能性もあるからである。但し表1、22の御史中丞盧坦の事例では、「擧奏」(『唐會要』卷六一、彈劾)とあり、やや判斷に迷うが、彈劾された柳晟らが朝堂で待罪しており、『冊府元龜』卷五二〇下、憲官部、彈劾三下の記述では「仗請」と記載され、百官の廷奏が禁止された貞元十八年以後の事例なので、恐らく對仗彈奏だと思われる。従つて、史料表記上「對仗彈奏」と明記されなくても、朝會での御史の御前奏事は對仗彈奏の可能性があり、事例が増加する可能性がある。

⑧ 前掲注3、D等。

⑨ 前掲注3、J。

⑩ 胡寶華氏は、7の景雲三年は景龍三年(七〇九)の誤りだとする。前注3同氏著三四頁參照。

⑪ 前掲注6、拙稿參照。

⑫ 前掲注1、拙著第一部第四章(初出一九九四年)參照。

⑬ 前掲注1、拙著參照。

⑭ 前掲注1、拙著第二部第三章參照。

⑮ これが誤りであることは、紫宸殿の入閣儀が唐代後半期に繼續して行われ、冒頭で述べた如く、禁制とされた奏事が穆宗朝以後、時に行われ、ことからも明白である。筆者の檢出したところでは、禁制破りの對仗・仗下奏事は穆宗朝以降、九回を数える。前掲注1及び表2參照。

⑯ そもそも、百官の正殿奏事を擧劾する任務は御史臺のものであつた。表1、24、前掲注1、拙著參照。

⑰ 前掲注3・6 E張碧珠氏論考參照。

⑱ 『獨斷』卷下に、
法冠、楚冠也。一曰柱後惠文冠。高五寸、以纁裏鐵柱卷。秦制。執法服之。今、御史、廷尉監、平、服之、謂之獬豸。獬豸、獸名。蓋一角。今冠兩角。以獬豸為名非也。太傅胡公說曰、左氏傳、有南冠而縶者。國語曰、南冠以如夏姬。是知、南冠、蓋楚之冠。秦滅楚、以其君冠、賜御史。

とあり、その由來の古さを説いている。

(本學文學部教授)

表1 対仗彈奏関係法規・実例

	西暦	年月	実例/法規	法規の内容	弾劾者	被弾者	弾劾理由	出典
1	656	顕慶元年8月	実例		侍御史王義方	中書侍郎李義府	大理寺官を自殺に追い込む	会61、弾劾
2	656	顕慶初	法規	許敬宗・李義府、仗下で密奏、諫官・御史は朝儀後退去せしめる				鑑211・開元五年九月条
3	692	長寿元年	実例		知推侍御史紀先知	華人沈全交	謠言で御史台を揶揄	鑑205・朝野僉載4
4	709	景龍3年2月丙申(9)	実例		監察御史崔琬	兵部尚書宗楚客・侍中紀処訥ら	塞外民族より収賄	鑑209・冊520上、憲官部、弾劾3上
5	709	景龍3年2月26日	法規	諸司奏事・御史弾劾→奏事の前に長官に進状せしめ押奏				会25、百官奏事
6	709	景龍3年5月	実例		侍御史靳俊・監察御史李尚隠・監察御史裴濯	中書侍郎兼知吏部侍郎同平章事崔湜・吏部侍郎同平章事鄭愷	収賄・銓選の不正	鑑209・宋本冊520下、憲官部、弾劾3下
7	712?	景雲3年?	法規	御史の対仗彈奏は、先に皇帝に進状し、許可を求める				会61、弾劾
8	717	開元5年	法規	機密事項以外は対仗奏事せしむ・文書長文のみ先に進状				会25、百官奏事
9	726	開元14年4月	実例		御史大夫崔隱甫・御史中丞宇文融・李林甫	右丞相張説	収賄・衛士に星候を伺う	冊520下、憲官部、弾劾3下・旧105・新134、宇文融
10	738	開元26年	法規	侍御史の弾劾→大夫・中丞の許可を要す				六典13、侍御史
11	740~	開元末	法規	李林甫、御史の彈奏、中丞・大夫の許可を要求し、予め中書門下に進状せしむ				中華書局版唐語林8、補遺
12	756	至徳元年9月10日	法規	御史の弾劾は大夫の許可を要しない→六典の制を撤廃				会61、御史台中、弾劾
13	756	至徳元年10月癸未(3)	法規	貞観の故事により、御史の弾劾は大夫の署名を要せず、諫官の論事は宰相の先知を要せず				冊64、帝王部、発号令2
14	756	至徳元年10月	実例		南海太守、撰御史大夫、充嶺南節度使賀蘭進明	宰相房琯	朋党の罪の正衛弾劾を企図し、偶々事前に肅宗皇帝に言上する	旧111、房琯
15	759	乾元2年4月6日	法規	御史台の弾劾は大夫・中丞への事前進状を必要せず				会61、御史台中、弾劾
16	766	大暦元年2月	法規	百官の論事は長官・宰相の事前申告を必要とする				鑑224
17	779	大暦14年6月己亥(1)	法規	憲官・諫官・常参官、面折延争せしむ→御史の弾劾は貞観の故事に依拠せしむ				冊89、帝王部、赦宥
18	780	建中元年3月	実例		監察御史張著→宰相楊炎の意を受けたもので悪評が立つ	京兆尹兼御史中丞嚴郢	詔を隠匿して勝手に凌渠する	会61、弾劾
19	780	建中元年	実例/法規	衆議不直とし、御史の専挙をやめる	御史張滂	中丞元全柔	朋党の罪	冊522、憲官部、私曲
20	785	貞元元年3月甲寅(19)	法規	諫官・御史、各自に上封・弾劾せしめ、進状の集団連署を禁じる				冊64、帝王部、発号令3
21	802	貞元18年7月乙亥(21)	法規	百官の正衛奏事をやめる				鑑236・会25、百官奏事
22	808	元和3年3月	実例		御史中丞盧坦	前山南西道節度使柳晟・前浙東觀察使闕濟美	敕文に違反して進奉	冊520下、憲官部、弾劾3下・会61、弾劾
23	820	元和15年2月	実例		御史中丞崔植	不明(入閣弾事、顔振綱紀)	不明	冊520下、憲官部、弾劾3下・旧119、崔植
24	822	長慶2年7月	法規	常参官の閣内奏事を弾劾することを明文化				会25、百官奏事
25	824	長慶4年	法規	侍御史知彈温造、朱衣考冠を外廊に置くことを請う→大臣沮みて行れず				冊516、憲官部、振挙1
26	824	長慶4年7月甲戌(27)	実例		侍御史温造	前夏綬銀節度使李祐	勅に違反して進奉	旧17上、敬宗・鑑243
27	825	宝暦元年	実例		侍御史蕭徹	京兆尹兼御史大夫崔元略	詔の条文を誤り、畿内より徴銭	宋本冊520下、憲官部、弾劾3下
28	827	大和元年	実例		侍御史知彈劉幼復	前福建觀察使衛中行	官錢横領	宋本冊520下、憲官部、弾劾3下
29	829	大和3年	実例		知彈侍御史周太玄	鄭滑節度使李聽	河北対藩鎮戦の大敗	宋本冊520下、憲官部、弾劾3下・旧唐書133、李晟附李聽
30	833	大和7年9月	実例		侍御史李欽	前鄆州行軍司馬鄭注	宦官・朝官の間で周旋収賄	会61、弾劾
31	835	大和9年6月	法規	御史大夫李固言、知彈侍御史が繁忙なので、皆彈侍御史を設置、職務分担を提議、可とされる				会61、弾劾

備考	引用史料の省略標記…鑑→『資治通鑑』・会→『唐会要』・冊→『冊府元龜』・旧→『旧唐書』・新→『新唐書』 朝儀上の失態(失儀)弾劾は省略した。
----	---